

## 第2章 障害者施策推進の基本的考え方

### 1. 障害者施策の基本理念

ノーマライゼーションの理念のもと、人と人が支えあい、おぎない合うことにより、障害のある人も、ない人も、共にいきいきと暮らせる社会の実現

平成8年策定の「台東区障害者福祉計画」では、基本的視点として「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「サービスの総合的提供」の3点を掲げました。

この基本的視点は、平成16年度策定の「推進5か年プラン」に引き継がれ、「一人ひとりが個性を發揮し、安心して共に暮らし続けるまち - 自立へのチャレンジと自己実現の支援 - 」を基本理念として施策を展開してきました。

ノーマライゼーションとは、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

障害のある人が、いきいきと暮らせる社会は、誰でもがいきいきと暮らせる社会です。しかし、障害のある人にとって自立した地域生活を送るためには、様々なバリアがあり、自分らしく生きることが難しいという現状があります。

このバリアを取り除いていくためには、バリアフリーのまちづくりと共に、社会的に不利な立場の人への十分な配慮を、誰もが自分自身の問題として考える社会の実現が必要です。

障害のある人も様々な社会活動に参加でき自己実現を図れるようにするためには、お互いが、個々の価値観と自己選択・自己決定を尊重することが必要です。

また、障害者が自己実現を図るための多様なニーズに対し、障害福祉サービスなどをさらに充実する必要があります。しかし、全てを福祉サービスで対応することはできません。

今後はこれまで以上に、個人や家族、地域の様々な担い手など、地域社会全体で支えあう『共助』を伸ばすしくみづくりが重要です。

これらを解決するためには、相談支援事業や様々なネットワークを活用して、区民や障害者団体などと行政が、情報や課題を共有し、協働して取り組むことが重要となります。

## 2. 計画の目標

平成16年に策定した台東区障害者福祉計画（推進5か年プラン）では、3つの基本目標として、1. 地域生活支援の構築、2. 学びと就労支援の推進、3. 暮らしを支える環境の確保を掲げて取り組みを行ってきました。

障害者自立支援法の施行に伴い、障害者支援施設や病院からの地域生活移行、一般就労の促進並びに地域自立支援協議会の設置等による相談支援の充実が課題として提起されました。

地域自立支援協議会は、地域における障害福祉関係者のネットワークとしての機能と福祉サービス利用にかかる相談支援の中立性・公平性の確保などの機能を持っています。この地域自立支援協議会を平成20年3月に発足させ、同協議会のもとに相談支援部会、就労部会を設置して充実に向けた取り組みを開始しました。地域自立支援協議会が十分な機能を果たすためには、適切な支援を行うための関係者による個別支援会議が開催され、具体的な事例により検討される必要があります。

相談支援は、障害の発見、就学、就労や転居、単身生活など様々な生活上の転機において、障害者の生活を支えるために必要であり、その重要性と継続性が障害者自立支援法においても指摘されています。

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの再編により、区内障害者施設の平成23年度末までの新サービス体系への移行が求められています。平成22年度に開設予定である（仮称）清川二丁目福祉施設と共に、区内障害者施設のサービス体系再編が必要となっています。

障害者支援施設から地域生活へ移行するためには、在宅サービスの充実や住まいの場など、サービスの提供体制を確保する必要があります。

条件が整えば退院可能な精神障害者については、その地域生活を支える仕組みづくりが求められています。

また、就労支援については、工賃倍増5か年計画などによる福祉的就労における支援についても課題となっており、その具体的な展開が求められています。

これらの状況を踏まえ、基本理念に基づく社会を実現するため、「いきいき・たいとう推進プラン」の基本理念である『共助』を伸ばすしくみづくりを行い、障害者の地域生活を支援する柱として、次の4つの基本目標とその実現に向けて緊急に取り組むべき課題として、9つの重点課題を整理しました。

## 基本目標

### 地域生活支援の充実

障害の種別にかかわらず、必要なサービスを受けながら、自分らしく可能な限り地域で生活するために、適切なサービスを自ら選択できる相談支援の充実と在宅サービスを充実します。その際、個々の価値観と自己決定が尊重されるよう努めます。

### 障害児に対する支援の充実

保健・福祉・教育の連携により、障害の早期発見と障害の特性に応じた療育・保育・教育の充実を図ります。また、乳幼児期から成人期までの一貫した相談支援を充実することにより、学びの時期から就労までの支援の連携を図ります。それらを通して、家族等への相談・支援を充実します。さらに、保護者同士の交流を促進するための施策を行います。

### 就労支援の充実

障害者が地域で自立した生活をしていくためには、就労など経済的基盤の確立が不可欠です。就労を希望する障害者が安心して就労にチャレンジするためには、職業生活や日常生活の確立が欠かせないことから、それらを支援する体制を整備します。また、障害者本人や家族の就労意欲の促進や、企業への啓発と連携を強め、障害者雇用を促進します。

さらに、就労中の障害者への支援を強め、一般就労が継続できる体制を強化すると共に、一般就労が困難な障害者に対する体制の整備を行います。

### 暮らしを支える環境の確保

施設や病院からの地域生活移行を促進するため、住まいの場や日中活動の場の確保を計画的に推進します。

バリアフリーの考え方に基づく移動の円滑化を図ると共に、コミュニケーションの円滑化を図る施策の推進により、福祉のまちづくりを進め、誰もが、安心して暮らすことができる地域環境を確保します。

特に、地域、学校、職場におけるこころのバリアフリー実現のため、区民や地域との協働により施策を推進します。

### 3. 施策の体系

